

入会金及び会費に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯科保存学会定款第2章第8条によりこれを定める。

(入会費)

第2条 正会員の入会金は1,000円とし、入会時に納入する。

(年会費)

第3条 定款第2章第8条に定める年会費につき、

- (1) 正会員のうち、歯科医師、医師、歯学研究者（正会員Aとする）の会費は年額11,000円とし、
歯科医師、医師、歯学研究者以外の職種（正会員Bとする）の会費は年額5,000円とする。
- (2) 名誉会員の会費は年額 0円とする。
- (3) 賛助会員の会費は年額1口50,000円とする。

(規程の改正廃止)

第4条 この規程の改廃は、常任理事会、理事会の議を経て、評議員会及び総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2020年11月24日から施行し、2021年度会費より適用する。
- 2 この規程は、2024年11月22日から施行し、2025年度会費より適用する。